

平成25年 9月定例会

# 河合町議会会議録

平成25年9月12日 開会

河合町議会

## 平成25年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （9月12日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	2
○出席議員.....	2
○欠席議員.....	2
○出席説明員.....	2
○欠席説明員.....	3
○議会事務局出席者.....	3
○開議の宣告.....	5
○委員長報告.....	5
○議案第36号の委員長報告、討論、採決.....	5
○議案第37号、議案第41号、議案第42号の委員長報告、討論、採決.....	6
○議案第38号から議案第40号までの委員長報告、討論、採決.....	9
○認定第1号から認定第9号までの委員長報告、討論、採決.....	12
○同意第15号、諮問第1号の上程、説明.....	21
○同意第15号の採決.....	22
○諮問第1号の採決.....	22
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決.....	23
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決.....	24
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	26
○総務常任委員会の閉会中の継続調査.....	26
○閉会の宣告.....	27
○署名議員.....	28

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 (木曜日)

( 第 3 号 )

## 平成25年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成25年9月12日(木)午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第36号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第37号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 議案第41号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第42号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第38号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 認定第 1号 平成24年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第 9 認定第 2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第10 認定第 3号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第11 認定第 4号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第12 認定第 5号 平成24年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第13 認定第 6号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第14 認定第 7号 平成24年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第15 認定第 8号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)

- 日程第 16 認定第 9 号 平成 24 年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について (別冊)
- 日程第 17 同意第 15 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 18 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 議員発議第 1 号 道州制導入に反対する意見書
- 日程第 20 議員発議第 2 号 独立行政法人都市再生機構は 2014 年 4 月の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める意見書
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 22 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで議事日程と同じ

---

#### 出席議員 (13 名)

1 番	馬 場 千 恵 子	2 番	杵 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真 智 子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	10 番	中 尾 伊 佐 男
11 番	岡 井 誠 也	12 番	辻 井 賢 治
13 番	弓 戸 猛		

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	藤 岡 和 成
教 育 長	竹 林 信 也	総 務 部 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長	梅 本 英 則

まちづくり 推進部長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総務部次長	澤 井 昭 仁	総務部次長	福 井 敏 夫
まちづくり 推進部次長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
住民福祉課長	大 西 孝 幸	福祉政策課長	杉 本 正 範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊	保健スポーツ 課 長	門 口 光 男
住民生活課長	西 浦 清 繁	都市整備課長	中 山 雅 至
地域活性課長	山 本 孝 典	上下水道課長	石 田 英 毅
教育総務課長	御 輿 善 弘	生涯学習課長	上 村 欣 也

欠席者（1名）

環境衛生課長 大 平 謙 治

会議に従事した事務局職員

局 長 増 田 善 紀                      主 事 堀 内 一 憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成25年第3回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より報告願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第15号の1同意と諮問第1号の1諮問、議員発議第1号、第2号の2発議、議会運営委員会、総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

---

◎議案第36号委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第1 議案第36号を総務常任委員会に付託しておりますので、中尾

伊佐男総務常任委員長より報告を求めます。

○10番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10（中尾伊佐男） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月2日の本会議において当委員会に付託されました議案第36号について、9月5日、委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第36号 平成25年度河合町一般会計補正予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

歳出では、公共下水道費（東日本大震災関連分）の内容について質疑があり、耐震化を目的とした管渠更生工事との答弁がなされました。

他にも清掃工場整備費、住宅維持補修費、小中学校図書購入費・維持補修費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第36号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第36号 平成25年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告どおり可決されました。

---

◎議案第37号、議案第41号、議案第42号の委員長報告、討論、採決



○議長（谷本昌弘） 日程第2 議案第37号、日程第3 議案第41号、日程第4 議案第42号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡井誠也厚生常任委員長より報告を求めます

○11（岡井誠也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡井議員。

○11番（岡井誠也） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第37号、第41号、第42号について、9月5日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第37号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

国民健康保険財政調整基金費9千万円の内容について質疑があり、前年度繰越分1億2千万から国庫等への返還金3千万を引いた分で、これを基金に積み立てるとの答弁がなされました。

他にも、保険給付費、前年度繰越金黒字理由、国民健康保険県単位化によるメリット・デメリット・給付関連等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第41号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

償還金の内容について質疑があり、当初は概算で交付金を受けたが、決算で給付費が当初より下がったということで概算分を精算した結果、余剰分を返還しなければいけないが年度が変わっているため、同じ所から捻出できないので償還金という項目を設けたとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第42号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第37号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第37号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第41号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第42号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第38号から議案第40号までの委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5 議案第38号、日程第6 議案第39号、日程第7 議案第40号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、経済建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 経済建設常任委員会の結果報告を行います。

去る9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第38号、第39号、第40号について、9月5日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第38号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

回収組合は平成26年度までと聞いていたがそれ以降はどうなるのかについて質疑があり、平成17年1月1日設立し10年目に今後のあり方検討会において存続を決定するとなっており、現在構成市町村にヒアリング等を行い検討しているとの答弁がなされました。

その他に貸付件数、返済状況などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

公共下水道事業国庫補助金の減額理由について質疑があり、社会資本整備総合交付金の内示額減額に伴い減額したとの答弁がなされました。

他にも、繰入金などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、審議を行いました。

地域づくりの一環としての普及率向上対策について質疑があり、下水管理設工事に伴う河川管理者の許可が下りれば普及率も上がり約100%近くまでは達成できるが、家庭の事情、家屋の老朽化などもあるので完璧100%というのは困難との答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第38号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第38号 平成25年度河合町住宅新築資金貸付等事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算につ

いては、委員長報告のとおり可決されました。

○1番（馬場千恵子） 議長。休憩をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時18分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

議案第39号、議案第40号につきまして、委員長報告に訂正がありました。

再度、報告をお願いします。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

公共下水道事業国庫補助金の減額理由について質疑があり、社会資本整備総合交付金の内示額減額に伴い減額したとの答弁がなされました。

他にも、繰入金などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、審議を行いました。

地域づくりの一環としての普及率向上対策について質疑があり、下水管理設工事に伴う河川管理者の許可が下りれば普及率も上がり約100%近くまでは達成できるが、家庭の事情、家屋の老朽化などもあるので完璧100%というのは困難との答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第39号について再度討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第39号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号について再度討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第40号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号から認定第10号までの委員長報告、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第8 認定第1号、日程第9 認定第2号、日程第10 認定第3号、日程第11 認定第4号、日程第12 認定第5号、日程第13 認定第6号、日程第14 認定第7号、日程第15 認定第8号、日程第16 認定第9号を決算審査特別委員会に付託しておりますので、弓戸猛決算審査特別委員長より報告を求めます。

○13番(弓戸 猛) 議長。

○議長(谷本昌弘) 弓戸議員。

○13番(弓戸 猛) 決算審査特別委員会の委員長報告いたします。

去る9月2日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号まで

の9認定について、9月3日、委員会を開会しましたので、その結果並びに主な内容について報告します。

認定第1号 平成24年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、歳出から審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

歳出予算の総務費では防犯灯設置事業の防犯灯の設置場所・時期及びLED化による効果について質疑があり、平成24年3月から6月の間に町内全域に設置し、光熱水費として約58万円の削減で、修理代として以前は蛍光灯の球切れ等で42件だったのが10件になり約73万円の削減効果があったという答弁がなされました。

その他に、「河合の魅力発信」協働型ホームページ運営サポーター設置事業、町内クリーン作戦推進事業、河合のまちの夢ビジョン策定事業及び戦略会議の内容、交通安全対策費、自治体ニュースコンクール事業、出張書経費、基幹システム共同化事業、総合行政ネットワークシステム事業、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス事業、統計調査費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費ではひとり親家庭日常生活支援事業の対象者の有無と啓発方法、ひとり親家庭の人数について質疑があり、平成24年度対象者はなしで個々及び町ホームページにて掲載しており、現在374名で父子20名、母子354名という答弁がなされました。

その他に、老人ホーム入所事業費、介護保険財政対策事業、共同浴場運営費事業、心の交流センター運営費、シルバー人材センター運営支援事業、軽度生活支援事業、老人憩の家運営事業、障害福祉費、後期高齢者医療費、児童福祉費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に衛生費では、新型インフルエンザ対策事業で消毒薬配置以外の対策について質疑があり、流行時期には広報等でのうがい・手洗いの注意喚起を行うという答弁がなされました。

その他に、後期高齢者健康診査事業、環境関連事業、母子保健衛生事業、清掃費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に農林商工費では、農業振興費の水田農業経営確立対策奨励事業の周知方法について質疑があり、国の制度であり町広報に掲載周知しているという答弁がなされました。

次に土木費では、都市再生整備計画策定事業の内容について質疑があり、町東部地区・南部地区（市場・城古・穴闇・長楽・山ノ坊・佐味田）は以前より交通網がなくなり西大和区域に比べ振興が遅れているということで、その対策として県の事業と整合調整しながら基本的なことを計画策定していくための事業という答弁がなされました。

その他に、道路橋梁費、既存木造住宅耐震診断事業、駅前広場管理費、公園管理事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に教育費では、学校支援ボランティア事業の事業内容・回数・時期についての質疑があり、回数は合計25回、時期については小学校は平和学習として現地で語り部さんによる講話を修学旅行時に行い、それ以外は伝書遊び等を随時2学期頃に行っているという答弁がなされました。

その他に、高等学校等進学支度金、就学指導委員、要保護・準要保護児童就学奨励事業、特別支援教育就学奨励事業、食育推進事業、スクールカウンセラー事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、歳入は一括審議し、共同浴場使用料の現状と今後の見通しについて質疑があり、毎年利用者が減少している現状であり、今後はチラシの貼付等で利用者の増加促進を図っていきたいとの答弁がなされました。

その他に、不納欠損額、住宅使用料、身体障害者デイサービス事業支援費、文化会館使用料について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出一括で審議を行い、他町と比較して河合町の給付状況は多いのかについて質疑があり、平成23年度データによると県内39市町村の内、14番目との答弁がなされました。

その他に、不納欠損額の内訳、高額療養費、特定健康診査等事業について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出一括で審議を行い、保証人への請求及び今後の見通しについて質疑があり、借入時に記載のない場合もあり、制度自体廃止のため今後は特別会計から一般会計に変更していくとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成24年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については歳



入歳出一括で審議を行いました。

不納欠損額及び収入未済額の内容について質疑があり、不納欠損額は生活困窮・行方不明・死亡・倒産破産・現在納金中等で55件、79万5,860円。収入未済額も同様に774万9,220円で鋭意回収中に努めているという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出一括で審議を行い、水洗化率向上の計画はないのかという質疑があり、平成24年度末の水洗化率は91.7%で、残分の水洗化のために公共下水に伴い公共弁を接続し、排水設備工事をしていただくよう啓発活動に努めているという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成24年度河合町介護保健特別会計歳入歳出決算認定については保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を歳入歳出一括で審議を行い、介護サービス事業勘定で、町デイサービスセンター利用者数の減少理由についての質疑があり、平成23年度頃から町内に同種の通所介護事業所の増加、町には理学療養士の配置やリハビリ専用器具の設置が義務付けられているリハビリテーションを行う理学療養機能を有していないこと、また公共施設のため利用時間の制限等があり減少したという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については歳入歳出一括で審議を行い、増加傾向となっている75歳以上人口について質疑があり、平成25年3月末で2,619人という答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成24年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については収入支出一括で審議を行い、平成23年度予算と決算額に差があったのに、なぜ24年度予算は減額しないのかという質疑があり、23年度には収入支出において支出が上回る赤字決算を組まなければならなかったため、当初予算時に前年同額で組んだという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 認定第1号について討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。討論。

○議長（谷本昌弘） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○1番（馬場千恵子） 認定第1号について、反対討論をしていきたいと思ひます。

まず歳入についてです。町税においては平成23年度と比べて、収入も減少している上に、不納欠損額も増えています。人口の減少の影響も少なからずあると思ひますが、人口2万人弱の納入状況の掌握及び納入してもらうための手立て、また援助を含め強めていかなければならないと思ひます。町民税で未納となっている世帯については、国保税や水道料金など生活に密着した部分での未納とも重複するところが大きいと思ひます。そのような世帯に対しての生活援助や指導をしていくことが必要ではないでしょうか。固定資産税や軽自動車税の不納欠損、収入未済額も昨年に比べて増えています。収入されない理由の分析も含め、改善されるよう求めます。また、住宅使用料については不納欠損はないものの収入未済額が収入済の額をはるかに上回っています。速やかに納入してもらうために、その原因を明らかにするとともに、その対策を早急に立てていただくことをお願いして反対討論といたします。

続きまして、歳出について反対討論を行います。民生費の中の共同浴場の運営費ですけれども、毎年1,300万円を超える費用が使われています。利用者は高齢者が多く、利用人数も減少傾向にあります。浴場は交流の場となっているということですが、利用者の高齢化も進み浴場に行くことも不自由になりつつあります。家庭でのお風呂の普及を勧めるとともに交流の場を他に確保し、浴場利用者だけでなく広く交流できるような配慮が必要かと思ひます。また子どもの医療費ですが、予算でも紹介いたしましたけれども群馬県では中卒まで医療費が無料化されています。知事は活力、豊かな社会を築くための未来への投資であると言っています。このことが早期受診で重症化が防止され、結果的に医療費が抑制されることになるという結果が出ています。河合町は県下でも珍しく、医療費の助成の拡充がされていません。助成することで、健やかな子どもの成長を応援する、また医療費も軽減できるという点を見据えていただきたいと思ひます。また町営住宅や保育所、学校などの施設の老朽化による修繕が目立っています。中央公民館や西大和公民館においても営繕の要望があると聞いています。雨漏りがした、破損したといった状態になるまでに、計画的対応ができるようにすべきです。早めの手立てで費用の軽減も図れるのではないのでしょうか。また衛生費ですけれども、リユース・リサイクルを進め、焼却炉の負担を軽くする。またゴミ袋の有料化をなくし、住民の負担を軽減するなどの施策を進めることでゴミの軽減・減量化を進め、費

用の削減を図るべきだと思います。それぞれの部署での工夫・改善を勧めることで費用の削減を図り住みよい町づくりを進めるための提案をさせていただき、反対の討論とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） 他に反対討論ございませんか。

（なしの声）

○議長（谷本昌弘） 次に賛成者の発言を許可します。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 賛成討論をいたします。

平成24年度河合町一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成24年度決算では実質収支額が1千万円の黒字決算となっており、このことは歳出削減と再入確保により限られた財源を必要な事業に活用された結果であり、評価できるものであります。

歳入面では徴税や地方交付税などの主要一般財源収入が対前年度1億5千万円の大幅な減少となった中で国・県補助金や地方債制度を活用するなど、歳入全般にわたり可能な財源確保に努められています。

また歳出面では経費全般の節減合理化による一般財源の圧縮に努めながらも、小中学校の耐震補強の実施など極めて厳しい財政状況の中で限られた財源を優先度の高い施策に配分されていることは高く評価するものです。

引き続き厳しい状況が続くことが予想されますが、より一層の町政の発展と住民の福祉の向上が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（谷本昌弘） 他にありませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 反対討論します。

今、賛成者、賛成討論しまして、見方が少し誤ってるんじゃないかと思いますね。今、黒字1千万と言ってましたが、実質的には8千万の赤字なんですね、単年度で見た場合。それをどう評価するかということなんですけど、今のお話では1千万の黒字だからということを経由に歳出収入きちっとできてるということなんですけども、一年間で見た場合は8千万赤字ですので、そこに対する決算そのものに問題あるんじゃないかということを思います。

よって反対いたします。

○議長（谷本昌弘） 他、討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 認定第1号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第1号 平成24年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

認定第2号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

認定第3号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第3号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

認定第4号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、認定第4号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

認定第5号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、認定第5号 平成24年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

認定第6号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、認定第6号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

認定第7号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、認定第7号 平成24年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号について討論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

認定第8号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、認定第8号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第9号について論を省略して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○1番(馬場千恵子) 異議あり。討論。

○議長(谷本昌弘) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 反対討論します。

水道事業会計についてです。河合町では毎年、赤字決算となっています。

平成23年度は4,448万8,740円、また24年度は3,299万658円となっています。若干の改善がなされていますけれども、いくつかの疑問点と提案をしていきたいと思っております。

一つは自己水に伴う薬品の取扱いについてです。営業費用として購入額が計上されていますけれども、その在庫については流動資産に入れるべきだと思っておりますが、記入がありません。

また有収率については、平成23年度は88.4%、平成24年度は90%と改善されているものの近隣の広陵町では96.9%、王寺町では95.9%、上牧町では河合町とほぼ同じという報告をいただきましたけれども94.1%、三郷町では計器の故障等で87%ということになっています。河合町でもこの有収率を近隣並までに上げますと、給水収益が2,884万9,820円増える計算となります。毎年、赤字になっているにもかかわらず、しかるべき時期に利息を付けて返済するという長期貸付金の4億円の返済時期を明らかにし、返済してもらうことにより赤字が解消できるだけでなく、県水が塞がっていた分、水道料金の値下げもできるのではないかと思います。よって、水道事業会計について反対いたします。

○議長（谷本昌弘） 他、討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 認定第9号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、認定第9号 平成22年度河合町水道会計剰余金の処分及び決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### ◎同意第15号、諮問第1号の上程、説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より追加議案、同意第15号、諮問第1号の2案件について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、本定例会に追加議案として上程いたされました、同意第15号及び諮問第1号の2案件につきまして順次説明させていただきます。

同意第15号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、前任者の任期満了に伴い、新たに下記の者を選任したいので、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め  
るものでございます。

住所、河合町広瀬台3丁目11番地8。氏名、三好里実。生年月日、昭和41年6月9日。

なお、経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思  
います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでござ  
います。

このことにつきましては、このたび、井上恵美子氏が任期満了等になります  
ので、同氏を引き続き選任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規  
定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町広瀬台1丁目8番地7。氏名、井上恵美子。生年月日、昭  
和21年10月13日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思  
います。

以上、上程いたされました2案件につきまして、よろしくご決定賜  
りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが説明を終わら  
せていただきます。

---

#### ◎同意第15号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第17 同意第15号 教育委員会委員の任命についてを議題と  
します。

これより同意第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第15号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意  
することに決定しました。

---

#### ◎諮問第1号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を  
求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。



本案については、原案のとおり井上恵美子氏を適任者とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり井上恵美子氏を適任者と認めることに決定しました。

---

### ◎議案発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第19 議員発議第1号 道州制導入に反対する意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の森尾和正議員の説明を求めます。

○5番(森尾和正) 議長。

○議長(谷本昌弘) 森尾議員。

○5番(森尾和正) 提案理由を述べさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村におい

ては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議員発議第1号 道州制導入に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第20 議員発議第2号 独立行政法人都市再生機構は2014年4月の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○5番（岡田康則） 提案理由を述べさせていただきます。

独立行政法人都市再生機構は2014年4月の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める

意見書。

独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」）は、約76万戸のUR賃貸住宅（以下「公団住宅」）を管理していますが、継続して居住している者に適用している継続家賃の2014年4月1日改定の実施を予告し、現在その作業を進めています。

私たち居住者にとって家賃は最大の出費であり、収入が年々低下する中やっとなのおもいで家賃を支払い暮らしています。このうえ値上げになったら、と心配です。

都市機構は3年毎の家賃改定をルールとしていますが、2009年4月改定の際には、全国の地方議会からも要請していただき、自公政権のもとで都市機構に「厳しい経済状況の考慮」を求め、延期された経緯があります。2011年度は家賃収入の減収と「近傍同種家賃」との格差を理由に値上げを実施しました。私たちの家計はその後さらに厳しい状況になっており、家賃値上げ中止は切実な願いです。

世帯主の7割が60才以上、年金生活者は半数を超えています。約半数の世帯は年収250万円以下です。収入は低下する一方で、上向く見通しはどこにもありません。

都市機構の家賃が高すぎる証拠は、空き家の増大にも現れています。高家賃団地ほど空き家率が高く、2割、3割の空き家も珍しくありません。

都市機構の家賃改定ルールは、継続居住者の家賃を機構のいう「近傍同種家賃」まで引き上げるのが目的です。その結果は空き家の増大です。従前からの居住者には家計無視の繰り返し家賃値上げとなっています。

都市機構は、全国で10%を超える空き家を放置しながらも、家賃収入の実質上15%もの純利益を上げ、その大半を宅地事業等の穴埋めにまわしています。

都市機構の賃貸住宅は、法律上「住宅セーフティネット」に位置付けられ、機構法付帯決議は「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を機構に求めています。

機構経営の現状からも3年毎の改定ルールを理由に家賃値上げを行う道理も根拠もありません。家賃値上げ作業をただちに中止し、高家賃引き下げによる居住者の安心の確保と、社会的にも大きな損失である空き家の早期解消に努めるよう要望します。

記

1. 都市機構賃貸住宅は、居住者のおかれている生活実態に配慮し、2014年4月の継続居住者の家賃の値上げを中止すること。
2. 都市機構は、高家賃を引き下げ負担軽減をはかるとともに、空き家の解消に努めること。

3. 低所得高齢者の居住の安定と子育て世帯等への施策を含め、公共住宅として相応しい家賃制度の確立及び、家賃改定ルールの抜本の見直しを行うこと。
4. 都市機構賃貸住宅の売却・削減・民営化を取り止め、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年9月12日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第2号 独立行政法人都市再生機構は2014年4月の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第25 総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(谷本昌弘) お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、平成25年第3回定例会は、ただいまをもって閉会することに決しました。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷本昌弘

署名議員 吉村幸訓

署名議員 岡田康則